

愛知県環境審議会総合政策部会 会議録

1 日時 2026 年（令和 8 年）9 月 10 日（木）午後 1 時 30 分から午後 2 時 40 分まで

2 場所 愛知県庁本庁舎 2 階 講堂

3 議事

（1）審議事項

愛知県環境影響評価条例における建替事業の要件の設定について

4 出席者

（1）委員・専門委員

深澤部会長、井上委員、大石委員

【オンライン出席】

長田委員、杉山委員、南委員、渡邊委員

（以上委員 7 名）

（2）事務局

環境局：

木和田局長

環境局環境政策部環境活動推進課：

西川課長、小川担当課長、國立課長補佐、佐藤主査、西森主査、林主査、
大島主任

（以上 8 名）

5 傍聴人

3 名

6 会議内容

（1）開会

- ・ 会議録の署名について、深澤部会長が井上委員と大石委員を指名した。

（2）議事

愛知県環境影響評価条例における建替事業の要件の設定について

- ・ 資料 1 から資料 3 について、事務局から説明があった。

<質疑応答>

【井上委員】1 点目は、距離の考え方についてである。政令等で明確に定められていると思うが、資料 2 の 7 ページの図と資料 3 における「300m 以内」とは、例えば火力発電所の場合、現在の敷地から建て替え後の敷地までの最短距

離が 300m 以内であれば要件を満たすということか。

【事 務 局】距離については、最短距離ではなく施設全体が 300m 以内に収まっているかどうかで判断する。

【井上委員】新施設が現在の施設のどこから 300m 以内に入っていれば要件を満たすのか。

【事 務 局】火力発電所を例にすると、火力発電所の敷地には発電設備が立地しているが、発電設備ではなく敷地から 300m 以内ということになっている。敷地を拡張する場合に、新たな敷地の一番遠いところが 300m 以内である必要がある。

【深澤部会長】要するに、元々の敷地があつて、それからどれくらい膨らんでよいかというイメージでよいか。その中に新しい敷地が全部入っていなければならないということか。

【事 務 局】そうである。現在の敷地が丸でも四角でも同じだが、敷地境界から 300m の範囲内に新しい施設全体が入っている必要がある。

【井上委員】距離の考え方の 2 点目だが、風力発電の場合、風車設置地とは風車の塔の位置が 300m 以内であれば要件を満たすのか。それとも、ブレードの先端までを考慮するのか。

【事 務 局】国の「改正環境影響評価法の施行に関する技術検討会報告書」において、風車の塔の位置から 300m 以内とされており、ブレードの幅は考慮されていない。

【井上委員】もう一点、規模比についてである。出力比が 2 倍程度までであれば、CO2 排出量や温排水熱量を含めた環境負荷の大幅な変化はなかったとのことで、火力発電所は軽微変更要件である出力 1.1 未満ではなく、建替事業の規模要件が出力 2.0 以下となっている。しかし、今回建て替えた最新の火力発電所を将来さらに建て替える時点では、さらに技術革新が進んで規模が大きくなったとしても環境負荷がほとんど同じとは言えないのではないかと思う。2.0 以下という要件に加え、例えば CO2 排出量を 1.1 倍以下とするなど、何らかの歯止めをかけることは難しいのか。

【事 務 局】今回の数値は、国が実績を収集したものとなっている。現在、20 年から 30 年前に建設された施設からの建て替えが行われており、当面は同様の状況が続くと考えている。環境影響評価法は逐次見直しがされるため、さらに建て替えが行われるときは、その時点の状況に応じた検討をすべきものと考えている。

【井上委員】将来検討が行われることは担保されるのか。最初に最新施設になったものが建て替えられる際、規模が 2 倍以下であれば要件を満たすことになる。その後、データが積み上がって、規模が 2 倍になると CO2 排出量も 2 倍になるということが判明した場合は、要件を 1.1 倍や 1.5 倍にしましょうという話になると思う。最初に最新施設になったものが建て替えられる際、規模が 2 倍になれば CO2 排出量が 2 倍になる可能性がある。それに歯止めをかける必要はないかという趣旨である。

【事務局】今回、建替事業について合理化を図ろうとしているのは、環境影響評価手続の最初の段階である計画段階環境配慮書の手続である。通常は3つ程度の事業実施想定区域を設定して比較検討するが、建て替えの場合は複数案の設定はなく、既存データを活用して検討できるようにする。その後の手続は一切変わらず、知事意見を述べる機会もある。配慮書の段階では合理化がなされるが、その後の手続きの中で適切に環境影響評価が行われると考えている。

【大石委員】建替配慮書では既存データを活用するとのことだが、過去の環境影響評価で公表されたデータは、どの程度保存が義務付けられているのか。また、環境影響評価の範囲が変わり、過去には調査していなかった項目もあると思う。事業者が独自に保有するデータを含め、過去のデータはどの程度利用できると考えているのか。

【事務局】建替事業では、過去の環境影響評価における事後調査などにとらわれず、事業者が保有する利用可能なデータを幅広く活用したいと考えている。例えば、一般廃棄物焼却施設では、地域への説明も兼ね、継続的にモニタリングを行っている事例がある。環境配慮の方針として検討できるものについては、全て対象にしたいと考えている。

【大石委員】無くなってしまったというくらい古いデータは上がってこないということか。

【事務局】そのとおりである。

【長田委員】先ほど、規模が2倍になっても環境負荷はそれほど変わらないという国の検討結果が示された。これは、いつ頃からいつ頃までの、どのようなデータか。本日の資料に、データの経緯や捉え方に関する情報もあればよかったと思う。特にNOxやCO2について、これまでどの程度変化してきたのかに関心がある。固定発生源からの発生量が変わらないのでオゾン濃度が下がらないということがあり、このような機会に発生量を下げてほしいと考えていた。本日の議論が配慮書の手続の合理化に関するものなのでそれとは関係ないが、どのようなデータを用いたのか教えてほしい。

【事務局】現在ご覧いただいているのは、国の「改正環境影響評価法の施行に関する技術検討会報告書」である。データは、環境影響評価法が施行された1999年以降に、同法に基づく手続を実施した国内の火力発電所のうち、建て替えが行われた事業を対象としている。現在お示ししている報告書は、この後、委員の皆様を送付させていただく。

【杉山委員】先ほどの井上委員の意見と同様に、火力発電事業の判断要件について疑問がある。社会的・自然的環境は変化しており、国としても温室効果ガスの排出はゼロを目指す時代である。海外では石炭火力発電所を廃止する方向に舵を切っている国もある。そのような中、愛知県には北半球でも最大規模の火力発電所がある。こうした背景を踏まえると、判断は慎重であるべきと考えている。例えば、他の事業では燃料使用量が1時間当たり11.25トンを上回る場合は認めないとしているにも関わらず、なぜ火力発電事業

だけ出力2倍まで合理化の対象になるのか。排出総量が現状を上回らないことを条件とするなど、厳しい要件を設けるべきだと思う。そうでなければ予防原則が働かず、今後作る施設が座礁資産になっていってはいけないかと思う。

【事務局】今回、手続の合理化を図るのは、環境影響評価の最初の段階である計画段階環境配慮書である。それ以降は通常的环境影響評価手続と同じであり、温室効果ガスがどのように変化するかについても、通常どおり予測・評価を行う。通常の場合は、A案、B案、C案のように複数の事業実施想定区域を設定し、環境影響を比較して望ましい案を検討する。しかし、建替事業は実施場所が既存敷地内と決まっているため、通常の場合は複数案を設定する必要性は低いと考えている。また、建替配慮書では、既存のモニタリング結果や事後調査結果を活用し、配慮書の段階から環境保全の方針の検討がなされるため、既存データを有効活用できる点にも意義があると考えている。

【杉山委員】説明の趣旨は理解した。しかし、既存敷地から300m以内という要件にしても、事業拡大を認めるものと受け取ることができ、なお疑問が残る。

【事務局】通常の場合は複数の案について文献調査を行う代わりに、建替事業では既存のデータを活用し、配慮書の段階から予測・評価を行う。手続上は複数案の文献調査を不要とするような感じがするが、実際には環境に悪い方向へ進むものではないと考えている。

【井上委員】建替事業について手続を合理化するのは、環境影響が軽微であることを前提としていると考える。出力が2倍になっても影響が軽微であるため建替配慮書の対象とする、という説明であるならば、出力が2倍になった際に環境影響も2倍になる可能性がある事業を、将来にわたって現時点で認めてよいのか。

【事務局】井上委員及び杉山委員からいただいたご意見を踏まえ、事務局の考え方をもう一度整理し、改めてご説明させていただく。

【長田委員】先ほど、事業者が独自に取得しているデータも計画段階環境配慮書で有効活用するとの説明があったが、そのデータの質を担保する方策は何かあるのか。

【事務局】通常的环境影響評価においても計量証明事業所のデータを添付するなどはおらず、信頼関係に基づいてということになってくる。

【長田委員】データを活用できるというメリットを生かすためには、計量証明書の活用など、データの信頼性を担保できる方法があるとよいと思う。日頃から信頼できるデータを取得すると後に役に立つといった動機づけにもなるため、データの信頼性の担保について案の中に盛り込めるとよいと思う。

【井上委員】資料3の表2について教えていただきたい。「要件」では「以内・以下」、「軽微変更要件」では「未満」となっているのはなぜか。「以内・以下」と「未満」では、1.1を含むか含まないかが異なる。

【事務局】軽微変更要件は、愛知県環境影響評価条例施行規則で既に10%以上増加

しないことと定義している。一方、今回の環境影響評価法改正では、建替事業の距離及び規模について、政令で定める数値の範囲内と定義されている。法や条例の定義により表現に差が生じている。

【井上委員】軽微変更要件の「未満」を「以内・以下」に統一することはできないのか。

【深澤部会長】軽微変更要件は条例の規定で既に定められており、なおかつ政令では「数値の範囲内」という表現を使っている。ここで表現だけを変更することはできないという理解だと思う。

(3) 閉会